

大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書

大宜味村が管理している普通河川は13河川あり、殆どの河川で河口閉塞しており、特に大川川及びガジナ川におきましては、慢性的な河口閉塞となっているのが現状であります。

これまで沖縄県に対して、幾度と河口閉塞の抜本的な改善対策を要請しておりますが、前向きな回答はなく、担当部署が北部土木事務所に出向いて現状を説明した際には、普通河川の河口付近は村が管理すべき、という旨の回答を受けております。しかしながら、現場を確認すると海砂が原因で河口閉塞が生じているのは明らかであります。海砂を除去又は搬出する際には海砂は県の管理財産であることについて、県は承知しているのにも関わらず、村が管理するべきだとの主張とは矛盾が生じていると思っております。

村としても、これまで重機使用料等で海岸の海砂の除去作業を繰り返し行ってきておりますが、海砂を除去しても数日後には元の河口閉塞に戻るため、一時的な応急措置でしかありません。従来の対応を繰り返すのみでは財政的にも厳しいため、導流堤等を設置するなどの抜本的な整備が必要不可欠であります。

このような問題は、大宜味村、国頭村、名護市、宜野座村、金武町、においても議会の一般質問で問題提起されており、北部全体の問題になっております。特に大宜味村が管理している、大川川及び、ガジナ川においては(別紙資料1～10参照)、過去に海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題となっております。

住民の安全・安心や経済的な観点からも早急な改善は必要不可欠であり、また令和2年夏頃には、奄美大島、徳之島、沖縄県北部および西表島が世界自然遺産登録される予定であります。河口閉塞で河川の水が溜まると悪臭や環境及び景観にも悪影響を及ぼすのは確実で、世界自然遺産にも弊害があるのではないかと危惧しております。

また、4月に開催された、住民と議員との意見交換会において、住民から議会も県の方へ要請行動をして頂きたいという強い要望を受けており、議会として今までの経緯を踏まえて重く受け止めております。このような観点から、沖縄県において河口閉塞の抜本的な改善を実現するため、特段のご配慮を賜りますよう下記事項について、強く要望いたします。

記

1. 沖縄県において大川川及びガジナ川の河口閉塞の抜本的な改善するように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月13日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 沖縄県知事、北部土木事務所長